

長崎県公立大学法人教職員の表彰に関する細則

〔平成 26 年 3 月 24 日〕
細 則 第 4 号

改正 令和 7 年 12 月 2 日細則第 18 号

（目的）

第 1 条 この細則は、長崎県公立大学法人教職員表彰規程（以下「規程」という。）第 3 条の規定に基づき、教員が規程第 2 条第 1 号に該当した場合の表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正 [令和 7 年細則第 18 号]

（表彰事由）

第 2 条 表彰は、教員が次の各号の一に該当した場合に行う。

- (1) 教育又は研究活動において、特に顕著な成果をあげた場合
- (2) 権威のある賞の受賞等により社会的に評価される成果をあげた場合
- (3) 公共及び社会的に有益な発明をした場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、これらと同等の表彰に値する行為等があったと認められる場合

（被表彰者の推薦）

第 3 条 副学長又は学部長は、前条各号のいずれかに該当する教員があるときは、学長に推薦することができる。

（表彰の時期）

第 4 条 表彰は、学長がその都度定める日に行うものとする。

（事務）

第 5 条 表彰に関する事務は、事務局総務課において処理する。

（補則）

第 6 条 この細則に定めるもののほか、教員の表彰に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 12 月 2 日細則第 18 号）

この細則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。